

取扱嚴重注意

人件費等経費の見直しによる省エネ法の手数料の見直し

建築物省エネ法 認定申請手数料 【住戸申請(戸建て・共同住宅等)】 ※戸数区分

(単位:円)

区分 (申請住戸の数)	現行 改正	【性能基準】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【仕様基準】 【簡易な評価方法(※)】 法第36条関係(表示認定) (※)フロア入力法・モデル住宅法		
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	
1戸	~200㎡未満	現行	37,300	5,500	19,200	5,500
		改正	41,700	6,100	21,500	6,100
	200㎡~	現行	41,600	5,500	20,700	5,500
		改正	46,600	6,100	23,100	6,100
2 ~ 4戸	現行	75,000	10,700	35,900	10,700	
	改正	83,900	11,900	40,200	11,900	
5 ~ 15戸	現行	124,900	22,300	62,100	22,300	
	改正	139,800	24,900	69,400	24,900	
16 ~ 45戸	現行	212,700	49,500	112,300	49,500	
	改正	238,200	55,300	125,700	55,300	
46 ~	現行	305,300	88,600	170,200	88,600	
	改正	341,700	99,000	190,400	99,000	

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様

建築物省エネ法 認定申請手数料 【棟申請(非住宅部分)】 ※延べ面積区分

(単位:円)

区分 (面積)	現行 改正	【モデル建物法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)		【標準入力法・主要室入力法】 法第30条(容積率特例) 法第36条関係(表示認定)	
		(事前審査なし) 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合	(事前審査なし) 計画変更 認定申請手数料	(事前審査あり) 評価機関等による 事前審査を経る場合
~ 300未満	現行	94,300	10,600	246,000	10,600
	改正	105,600	11,800	275,600	11,800
300 ~ 2000未満	現行	157,900	29,300	397,700	29,300
	改正	176,800	32,800	445,500	32,800
2,000 ~ 5000未満	現行	255,400	87,100	567,500	87,100
	改正	286,100	97,500	635,600	97,500
5,000 ~ 10000未満	現行	333,400	137,700	698,900	137,700
	改正	373,500	154,200	782,900	154,200
10,000 ~ 25000未満	現行	400,600	173,800	826,100	173,800
	改正	448,700	194,600	925,300	194,600
25,000 ~	現行	470,000	217,100	942,400	217,100
	改正	526,400	243,200	1,055,600	243,200

※変更認定は新規認定手数料の1/2 (100円未満は四捨五入) ※低炭素建築物認定と同様
(BEST省エネツールについて)

※R2.3.31付 国住建環第274号 国通知(技術的助言) 記 第4より
標準入力法(基準省令第1条第1項第1号イ)の手数料と同額と扱う